

貨物運送取扱事業法

1. 案内情報

手続名	:	運賃及び料金の設定又は変更の届出
手続根拠	:	貨物運送取扱事業法第9条第1項、第37条 貨物運送取扱事業法施行規則第10条第1項
手続対象者	:	運賃及び料金を設定又は変更しようとする者
提出時期	:	当該運賃及び料金の実施予定日の30日前まで
提出方法	:	運賃及び料金の設定又変更届出書を作成し、下記へ提出してください。 ・自動車利用運送事業：陸運支局輸送課 ・鉄道利用運送事業：地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課） ・内航海運利用運送事業：海運支局又は地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（兵庫県に係るものにあつては、神戸海運監理部運航部輸送課。沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課） ・国内航空利用運送事業、国際航空利用運送事業、外航海運利用運送事業、外国人等国際航空利用運送事業、外国人等外航海運利用運送事業：総合政策局複合貨物流通課
手数料	:	無し
添付書類・部数	:	貨物運送取扱事業法施行規則第10条第2項、第3項、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
申請書様式	:	提出先へお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	:	提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：

総合政策局複合貨物流通課	0 3 - 5 2 5 3 - 8 3 0 1
北海道運輸局貨物運送取扱事業課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 4 4
東北運輸局貨物運送取扱事業課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 3 2
新潟運輸局貨物運送取扱事業課	0 2 5 - 2 4 4 - 7 5 7 9
関東運輸局貨物運送取扱事業課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 5 0
中部運輸局貨物運送取扱事業課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 9
近畿運輸局貨物運送取扱事業課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 9
中国運輸局貨物運送取扱事業課	0 8 2 - 2 2 8 - 3 4 3 8
四国運輸局貨物運送取扱事業課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 6
九州運輸局貨物運送取扱事業課	0 9 2 - 4 7 2 - 2 5 3 0
沖縄総合事務局陸運第一課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 6 1
神戸海運監理部輸送課	0 7 8 - 3 2 1 - 3 1 4 3

陸運支局輸送課及び海運支局 管轄する地方運輸局へお問い合わせ下さい。

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ。

3．手続情報

審査基準：貨物運送取扱事業法第9条第2項、第37条第2項

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）